



# 宮崎労働局長 記者発表項目一覧

令和3年12月28日（火）

## 記者発表項目

- ① 一般職業紹介状況≪令和3年11月分≫（12月28日発表）
- ② 宮崎労働局における雇用調整助成金の支給決定状況について
- ③ 令和3年6月1日現在の障害者の雇用状況
- ④ 業務によって、新型コロナウイルスに感染した場合は、労災保険給付の対象となります！
- ⑤ 宮崎労働局・労働基準監督署・公共職業安定所主要行事予定（令和4年1月）
- ⑥ 宮崎労働局広報紙「GOGO!宮崎労働局」（第58号）

### 担当窓口

宮崎労働局 雇用環境・均等室 企画・調整係 飯村

宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階

TEL:0985-38-8821 FAX:0985-38-5028

宮崎労働局発表  
令和3年12月28日解禁

【照会先】

宮崎労働局職業安定部  
部長 小川 和人  
職業安定課長 早瀬 幸則  
地方労働市場情報官 中山 智子  
(代表電話)0985(38)8823

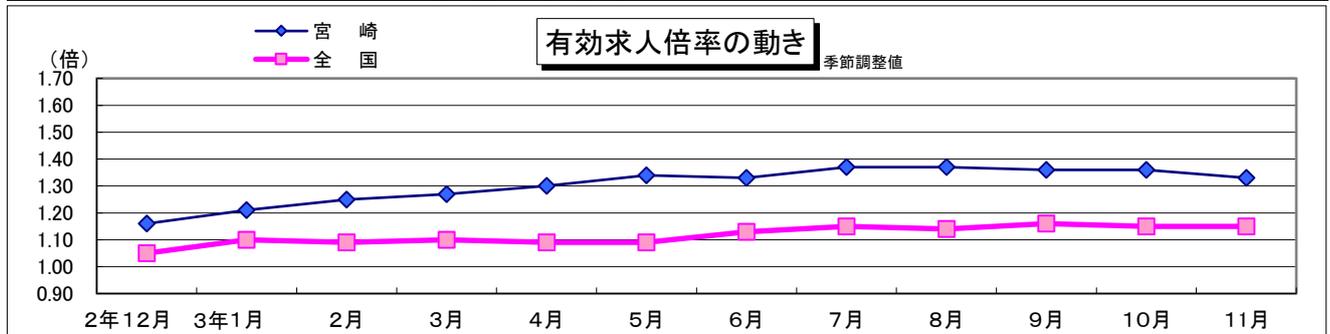
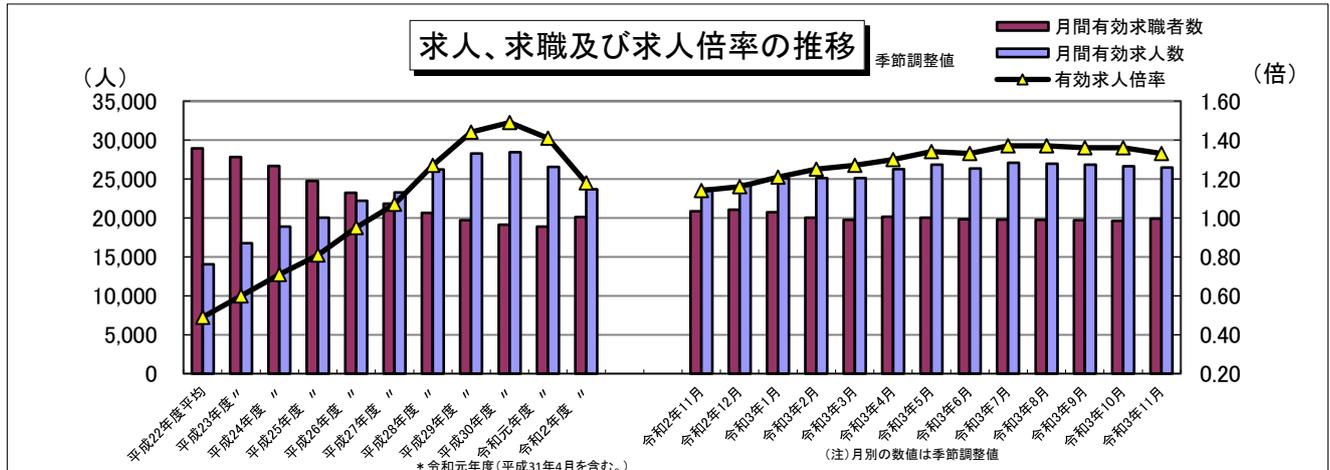
報道関係者 各位

一般職業紹介状況(令和3年11月分)

令和3年11月の有効求人倍率(受理地別・季節調整値)は、1.33倍と前月より0.03ポイント低下。  
有効求人倍率は、77ヶ月連続で1倍台を維持。  
正社員有効求人倍率(原数値)は、1.08倍と前年同月より0.14ポイント上昇。  
雇用失業情勢は、求人が緩やかに持ち直すなか就職環境に明るさがみられるが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある。

- ・令和3年11月の【有効求人倍率】(季節調整値)は、前月より0.03ポイント低下。
- ・【有効求職者数】は、前月比(季節調整値)で1.4%増、前年同月比(原数値)で4.1%減(5ヶ月連続)。
- ・【有効求人数】は、前月比(季節調整値)で0.5%減、前年同月比(原数値)で12.3%増(11ヶ月連続)。
- ・【新規求職者数】は、前年同月比(原数値)8.0%増、【新規求人数】は、前年同月比(原数値)11.7%増となった。

本県の労働市場における有効求人倍率(季節調整値)は、有効求職者数(同)が前月比1.4%増加し、有効求人数(同)は前月比0.5%減少したことから、前月より0.03ポイント下回り1.33倍となった。  
新規求職者数(原数値)は、前年同月比で8.0%(287人)増加となった。なお、有効求職者数(原数値)は、前年同月比4.1%(818人)減少し5ヶ月連続で減少となっている。  
新規常用求職者(パートを除く)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が23.7%(178人)増、離職者が1.0%(14人)増、無業者が18.7%(23人)増となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は25.9%(84人)減となっている。  
一方、新規求人数(原数値)は、前年同月比で11.7%(997人)増加となった。また、有効求人数(原数値)は、前年同月比で12.3%(3,022人)の増加で11ヶ月連続となっている。  
新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中15産業で増加となった。内訳としては、製造業で261人(36.6%)増、卸売業、小売業で169人(17.2%)増等となる一方、農、林、漁業で50人(12.1%)減、複合サービス事業で25人(40.3%)減等(18産業中3産業で減少)となったことから、全体で997人(11.7%)の増加となった。



有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和2年		令和3年									
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
宮崎	1.16	1.21	1.25	1.27	1.30	1.34	1.33	1.37	1.37	1.36	1.36	1.33
全国	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13	1.15	1.14	1.16	1.15	1.15

○季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

(注1)本公表資料における有効求人倍率、有効求人数、新規求人数は、宮崎労働局管内のハローワークが受理した求人数(受理地別求人数)により算出したものである。  
(注2)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

### 1. 新規求職の動き<季節調整値>

<数値の対比は前月比>

○【新規求職者数】(季節調整値)は、4,538人で1.9%(85人)増加となった。

新規求職(パートを含む、人)

	令和2年	令和3年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	12月	1月										
新規求職数	4,243	4,330	4,263	4,247	4,514	4,282	4,335	4,520	4,558	4,320	4,453	4,538
前月比	-3.2%	2.1%	-1.5%	-0.4%	6.3%	-5.1%	1.2%	4.3%	0.8%	-5.2%	3.1%	1.9%

### 2. 新規求人の動き<季節調整値>

<数値の対比は前月比>

○【新規求人数】(季節調整値)は、9,565人で1.7%(161人)減少となった。

新規求人(パートを含む、人)

	令和2年	令和3年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
	12月	1月										
新規求人	9,189	9,253	8,856	8,874	9,276	9,517	9,396	9,766	10,026	9,478	9,726	9,565
前月比	3.3%	0.7%	-4.3%	0.2%	4.5%	2.6%	-1.3%	3.9%	2.7%	-5.5%	2.6%	-1.7%

### 3. 職業紹介状況について(パートを含む)<原数値>

<数値の対比は前年同月比>

○【職業紹介状況】は、紹介件数が149件(3.8%)減の3,761件となり、就職件数は133件(9.0%)増の1,603件となった。就職率(対新規求職者)は、0.4ポイント上回って41.4%となった。

就職(パートを含む、件)

就職件数	令和元年	令和2年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
	12月	1月											
		1,505	1,447	1,671	2,339	1,811	1,568	1,837	1,644	1,479	1,677	1,808	1,470
	令和2年	令和3年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
12月	1月												
	1,382	1,372	1,712	2,349	2,054	1,723	1,889	1,663	1,557	1,736	1,684	1,603	
対前年同月比	-8.2%	-5.2%	2.5%	0.4%	13.4%	9.9%	2.8%	1.2%	5.3%	3.5%	-6.9%	9.0%	

就職率	令和元年	令和2年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
	12月	1月											
		46.3%	29.0%	37.5%	47.8%	29.1%	35.7%	40.5%	38.9%	37.7%	41.0%	42.3%	41.0%
	令和2年	令和3年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
12月	1月												
	45.1%	29.8%	39.0%	47.2%	32.9%	39.8%	43.3%	39.4%	36.3%	40.8%	39.0%	41.4%	

### 4. 正社員有効求人倍率の動き<原数値>

○【正社員有効求人倍率】(原数値)は、1.08倍となり、前年同月で0.14ポイント上昇。  
(正社員有効求人数 12,727人 常用フルタイム有効求職者数11,794人)

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

次回公表予定日 令和4年2月1日(火)

別表1 職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	令和3年11月	令和3年10月	対前月 増減率(差) (%)	令和2年11月	対前年同月 増減率(差) (%)
1 月間有効求職者数(人)	19,279	19,828	—	20,097	▲4.1
季節調整値	* 19,888	* 19,605	1.4	20,863	▲4.7
2 新規求職申込件数(件)	3,874	4,313	—	3,587	8.0
3 月間有効求人数(人)	27,681	27,397	—	24,659	12.3
季節調整値	* 26,486	* 26,612	▲0.5	23,764	11.5
4 新規求人数(人)	9,502	10,294	—	8,505	11.7
5 紹介件数(件)	3,761	4,182	\	3,910	▲3.8
6 就職件数(件)	1,603	1,684		1,470	9.0
7 就職率(6/2)(%)	41.4	39.0		41.0	0.4
8 充足数(件)	1,555	1,619		1,450	7.2
9 充足率(8/4)(%)	16.4	15.7		17.0	▲0.6

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表2 有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和3年11月	令和3年10月	前月差 (ポイント)	令和2年11月
宮崎県	1.33	1.36	▲0.03	1.14
全国	1.15	1.15	0.00	1.05

別表3 雇用保険一般受給者実人員の推移(基本手当基本分、人)

※令和元年度(平成31年4月を含む。)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和元年度	3,579	4,141	4,034	4,566	4,635	4,596	4,458	4,098	3,935	3,922	3,670	3,726
令和2年度	3,594	4,053	4,652	5,013	5,252	5,222	4,939	4,532	4,383	4,235	4,137	4,297
令和3年度	4,223	4,275	4,836	4,921	5,054	4,802	4,461	4,446				

(受給者実人員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう)

別表4 安定所別有効求人倍率(原数値、倍)

	令和3年11月	令和3年10月	令和2年11月	前年同月差 (ポイント)
宮崎	1.37	1.32	1.21	0.16
延岡	1.36	1.32	1.06	0.30
日向	1.48	1.48	1.09	0.39
都城	1.78	1.71	1.54	0.24
日南	1.04	1.01	0.92	0.12
高鍋	1.43	1.31	1.19	0.24
小林	1.51	1.45	1.41	0.10
県計	1.44	1.38	1.23	0.21

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

別表5 九州各県の有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和3年11月	令和3年10月	前月差 (ポイント)	令和2年11月
福岡	1.08	1.07	0.01	1.01
佐賀	1.28	1.30	▲0.02	1.05
長崎	1.15	1.09	0.06	0.93
熊本	1.27	1.32	▲0.05	1.11
大分	1.20	1.19	0.01	1.08
宮崎	1.33	1.36	▲0.03	1.14
鹿児島	1.30	1.31	▲0.01	1.10
沖縄	0.74	0.74	0.00	0.68

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表6 パートタイム職業紹介状況

	令和3年11月	令和3年10月	令和2年11月	前年同月 増減率・差 (%)
1 月間有効求職者数(人)	7,452	7,724	7,867	▲5.3
2 新規求職申込件数(件)	1,354	1,524	1,286	5.3
3 月間有効求人数(人)	10,194	9,837	8,438	20.8
4 新規求人数(人)	3,624	3,904	2,929	23.7
5 紹介件数(件)	1,308	1,434	1,282	2.0
6 就職件数(件)	623	664	584	6.7
7 充足数(件)	585	643	562	4.1
8 充足率(%)	16.1%	16.5%	19.2%	▲3.1

別表7 新規常用求職者の求職時の態様別内訳(パートを除く)

県 計		24歳以下	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	合計
新規求職申込件数	令和3年11月	301	614	528	549	362	155	2,509
	令和2年11月	302	529	487	485	370	121	2,294
	前年比	▲0.3%	16.1%	8.4%	13.2%	▲2.2%	28.1%	9.4%
在職者	令和3年11月	108	256	236	211	92	26	929
	令和2年11月	108	185	179	172	89	18	751
	前年比	0.0%	38.4%	31.8%	22.7%	3.4%	44.4%	23.7%
離職者	令和3年11月	151	332	278	310	249	114	1,434
	令和2年11月	153	318	288	295	270	96	1,420
	前年比	▲1.3%	4.4%	▲3.5%	5.1%	▲7.8%	18.8%	1.0%
事業主都合	令和3年11月	13	44	37	59	54	33	240
	令和2年11月	12	73	70	69	68	32	324
	前年比	8.3%	▲39.7%	▲47.1%	▲14.5%	▲20.6%	3.1%	▲25.9%
自己都合	令和3年11月	138	283	237	239	172	71	1,140
	令和2年11月	138	241	211	221	179	54	1,044
	前年比	0.0%	17.4%	12.3%	8.1%	▲3.9%	31.5%	9.2%
無業者	令和3年11月	42	26	14	28	21	15	146
	令和2年11月	41	26	20	18	11	7	123
	前年比	2.4%	0.0%	▲30.0%	55.6%	90.9%	114.3%	18.7%

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

別表8 産業別・規模別新規求人状況(原数値)

項 目		求 人 状 況				
		令和3年11月	令和3年10月	令和2年11月	前年同 月比(%)	前年 同月差
産業別・規模別						
A.B 農、林、漁業		363	301	413	▲12.1	▲50
C 鉱業、採石業、砂利採取業		26	8	12	116.7	14
D 建設業		774	859	747	3.6	27
E 製造業		975	1,178	714	36.6	261
食料品製造業		390	334	223	74.9	167
飲料・たばこ・飼料製造業		41	54	29	41.4	12
繊維工業		52	88	34	52.9	18
木材・木製品製造業		87	84	91	▲4.4	▲4
家具・装備品製造業		7	18	13	▲46.2	▲6
パルプ・紙・紙加工品製造業		11	6	11	0.0	0
印刷・同関連業		21	16	23	▲8.7	▲2
化学工業		14	93	12	16.7	2
石油製品・石炭製品製造業		0	0	0	-	0
プラスチック製品製造業		39	41	21	85.7	18
ゴム製品製造業		10	24	14	▲28.6	▲4
窯業・土石製品製造業		39	22	33	18.2	6
鉄鋼業		0	1	0	-	0
非鉄金属製造業		2	0	0	-	2
金属製品製造業		36	48	28	28.6	8
はん用機械器具製造業		28	30	30	▲6.7	▲2
生産用機械器具製造業		17	44	8	112.5	9
業務用機械器具製造業		19	19	24	▲20.8	▲5
電子部品・デバイス・電子回路製造業		29	110	47	▲38.3	▲18
電気機械器具製造業		68	64	11	518.2	57
情報通信機械器具製造業		31	4	34	▲8.8	▲3
輸送用機械器具製造業		27	58	15	80.0	12
その他の製造業		7	20	13	▲46.2	▲6
F 電気・ガス・熱供給・水道業		10	0	6	66.7	4
G 情報通信業		295	267	223	32.3	72
H 運輸業、郵便業		429	581	334	28.4	95
I 卸売業、小売業		1,149	1,076	980	17.2	169
J 金融業、保険業		87	65	43	102.3	44
K 不動産業、物品賃貸業		105	131	87	20.7	18
L 学術研究、専門・技術サービス業		187	169	134	39.6	53
M 宿泊業、飲食サービス業		569	691	434	31.1	135
宿泊業		140	106	101	38.6	39
N 生活関連サービス業、娯楽業		210	220	179	17.3	31
O 教育、学習支援業		166	140	164	1.2	2
P 医療、福祉		2,466	2,853	2,375	3.8	91
Q 複合サービス事業		37	128	62	▲40.3	▲25
R サービス業(他に分類されないもの)		1,470	1,431	1,411	4.2	59
S.T 公務、その他		184	196	187	▲1.6	▲3
合 計		9,502	10,294	8,505	11.7	997
規 模 別	29人以下	5,894	6,491	5,231	12.7	663
	30～99人	2,428	2,404	2,222	9.3	206
	100～299人	926	1,039	794	16.6	132
	300～499人	76	130	98	▲22.4	▲22
	500～999人	150	152	121	24.0	29
	1,000人以上	28	78	39	▲28.2	▲11

産業分類は、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

# 正社員の有効求人倍率（原数値）の推移

○ 正社員有効求人倍率は、1.08倍と前年同月比0.14ポイント上昇。

(倍)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
1月		0.45	0.43	0.46	0.40	0.28	0.25	0.34	0.39	0.42	0.51	0.59	0.68	0.82	0.98	1.05	1.03	0.98
2月		0.43	0.44	0.47	0.40	0.26	0.24	0.35	0.38	0.42	0.51	0.58	0.69	0.81	0.97	1.05	0.99	0.99
3月		0.41	0.43	0.43	0.38	0.24	0.24	0.33	0.37	0.41	0.50	0.57	0.67	0.77	0.93	1.01	0.92	0.98
4月		0.36	0.39	0.38	0.33	0.21	0.22	0.30	0.34	0.37	0.46	0.53	0.64	0.74	0.90	0.98	0.86	0.95
5月		0.32	0.39	0.35	0.32	0.19	0.21	0.29	0.34	0.36	0.46	0.52	0.65	0.75	0.90	0.97	0.82	0.96
6月		0.30	0.38	0.35	0.29	0.18	0.21	0.30	0.34	0.38	0.48	0.52	0.67	0.77	0.95	1.00	0.84	0.98
7月		0.31	0.38	0.35	0.30	0.19	0.22	0.31	0.35	0.40	0.49	0.55	0.67	0.79	0.96	0.99	0.84	1.00
8月		0.32	0.41	0.37	0.32	0.19	0.24	0.33	0.37	0.43	0.51	0.59	0.71	0.82	0.96	0.98	0.85	1.00
9月		0.34	0.41	0.38	0.32	0.20	0.26	0.33	0.38	0.45	0.53	0.61	0.73	0.85	0.97	1.01	0.87	1.02
10月		0.36	0.41	0.39	0.31	0.21	0.27	0.33	0.39	0.46	0.54	0.63	0.76	0.87	0.99	1.04	0.89	1.05
11月	0.43	0.39	0.44	0.39	0.31	0.21	0.29	0.35	0.40	0.47	0.58	0.66	0.77	0.90	1.01	1.07	0.94	1.08
12月	0.44	0.41	0.45	0.41	0.30	0.23	0.33	0.37	0.42	0.50	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	1.10	0.99	

(資料出所) 宮崎労働局集計

※数値は原数値。

※正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

※令和元年は、平成31年1月～4月を含む。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれている。

## 就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値）（令和3年11月）

### 「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 宮崎県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.42倍で受理地別の有効求人倍率(1.33倍)より0.09ポイント高い。

		① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②/①	⑤ 就業地別 有効求人倍率 ③/①	⑥差 ⑤-④
令和2年	11月	20,863	23,764	25,453	1.14	<b>1.22</b>	0.08
	12月	21,067	24,371	26,016	1.16	<b>1.23</b>	0.07
令和3年	1月	20,735	25,068	26,642	1.21	<b>1.28</b>	0.07
	2月	20,009	25,108	26,564	1.25	<b>1.33</b>	0.08
	3月	19,729	25,110	26,683	1.27	<b>1.35</b>	0.08
	4月	20,154	26,246	27,945	1.30	<b>1.39</b>	0.09
	5月	20,010	26,825	28,617	1.34	<b>1.43</b>	0.09
	6月	19,804	26,334	28,245	1.33	<b>1.43</b>	0.10
	7月	19,773	27,067	28,686	1.37	<b>1.45</b>	0.08
	8月	19,743	26,952	28,811	1.37	<b>1.46</b>	0.09
	9月	19,689	26,846	28,461	1.36	<b>1.45</b>	0.09
	10月	19,605	26,612	28,224	1.36	<b>1.44</b>	0.08
	11月	19,888	26,486	28,262	1.33	<b>1.42</b>	0.09

(資料出所) 宮崎労働局

- ※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
- ※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。
- ※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。
- ※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人数を割り当てて配分している。
- ※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれている。



宮崎労働局発表  
令和3年12月28日

【照会先】  
宮崎労働局職業安定部  
(担当)  
部長 小川 和人  
職業対策課長 田之上 睦子  
(電話) 0985-38-8824

### 宮崎労働局における雇用調整助成金の支給決定状況について

～延べ約2万7千件の支給決定を行い、  
雇用の維持を支援した労働者数が31万9000人（延べ）を超えました～

宮崎労働局（局長 田中大介）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の支給決定状況について、以下のとおり取りまとめましたのでご報告します。

< 雇用調整助成金の支給申請件数及び支給決定件数（12月20日現在（速報値）） >

- ・支給申請件数 ①：27,954件
- ・支給決定件数 ②：27,722件
- ・支給決定率 ②/①：99.2%
- ・休業対象労働者数（延べ人数）：319,406人

< 2週間前申請（11月30日～12月6日分）の処理状況 >

- ・支給決定を行ったものの平均処理日数（土日含む）：6.3日（12月20日現在（速報値））

< 雇用調整助成金の申請状況と雇用保険被保険者数の分析 >

① 雇用調整助成金の申請状況について

雇用調整助成金の申請件数は、1月の県独自の緊急事態宣言の影響により3月に申請件数のピークを迎えたが、感染者数の減少もあり、4月以降は1,300件程度で推移。

しかしながら、7月下旬より新型コロナウイルス感染症の再拡大が進み、令和3年8月に発令された「まん延防止等重点措置」及び「宮崎県独自の緊急事態宣言」の影響もあって、9月以降は申請件数が大きく増加した。しかし、11月は再び感染者数が減少したこともあり、申請件数も減少している。

【令和3年1月から令和3年11月までの申請件数の動き】

R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5	R3.6
1,259 (15.1)	1,590 (26.3)	2,060 (29.6)	1,368 (▲33.6)	1,361 (▲0.5)	1,376 (1.1)
R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	
1,395 (1.4)	1,403 (0.6)	1,553 (10.7)	1,730 (11.4)	1,281 (▲26.0)	

(※) 括弧内は前月比増減率を示す。

② 雇用保険被保険者数（各月末）の推移（単位：人）

雇用保険被保険者数は、ほぼ一環して 30 万人前後で推移。

【令和3年11月までの雇用保険被保険者数の動き】

R2（月平均）	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8
301,939 (0.1)	299,918 (0.5)	302,560 (0.3)	303,835 (0.3)	303,693 (0.3)	303,018 (0.2)
R3.9	R3.10	R3.11			
303,043 (0.2)	302,873 (0.3)	302,938 (0.3)			

(※) 括弧内は前年同月比増減率を示す。また雇用保険は31日以上の雇用見込みがあり、週所定労働時間が20時間以上である場合に加入が必要となる。

<雇用調整助成金とは>

- 雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）を助成する制度。
- 令和2年4月から適用されている新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置については、5月以降、段階的に縮小を行うという方針のもと、地域特例<sup>(※1)</sup>と業況特例<sup>(※2)</sup>については、令和4年3月末まで現在の助成内容を継続する。原則的な措置については、令和4年3月末まで現行の助成率の特例を継続しつつ、日額上限について令和4年1月と2月は11,000円、3月は9,000円に段階的に見直す。また、令和4年1月から、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断する。  
なお、令和4年4月以降の取り扱いについては、令和4年2月末までに改めて本省より示される予定。

(※1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※2) 令和3年12月までは、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主。

令和4年1月～3月は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前年同期比30%以上減少の全国の事業主。

なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を確認する。

宮崎労働局発表  
令和3年12月28日(火)

**【照会先】**

職業安定部職業対策課

課長 田之上 睦子

課長補佐 伊集院 一也

障害者雇用担当官 奈須 菜穂子

電話 (0985)38-8824

## 令和3年6月1日現在の障害者の雇用状況

宮崎労働局では、このほど宮崎県に本社がある事業主における、令和3年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

**【集計結果の主なポイント】****障害者の雇用状況****【民間企業（法定雇用率2.3%、企業規模43.5人以上）】**

○ 雇用障害者数は2,966.0人、対前年比0.6%（18人）減少。

・ **実雇用率2.47%**、対前年比0.05ポイント低下、全国13位

※全国の平均実雇用率2.20%

○ **法定雇用率達成企業の割合は61.9%**、対前年比1.7ポイント低下  
全国3位

※全国の法定雇用率達成企業割合 47.0%

○ 法定雇用率未達成企業は340社（前年308社）。そのうち、不足数が0.5人又は1人の企業は243社で、未達成企業全体の70.8%を占めている。

（注）企業規模について、短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）は、0.5人分としてカウントされます。また、雇用障害者数については、重度身体障害者及び重度知的障害者は2.0人、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者は1.0人としてカウントされます。重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5人分としてカウントされます。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1.0人分としてカウントされます。①平成30年6月2日以降に採用された者。②平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保険福祉手帳を取得した者。

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

### 【民間企業（43.5人以上規模の企業）における雇用状況】

- 雇用されている障害者の数は、前年の2,984.0人に比べて18人（0.6%）減の2,966.0人となった。障害種別では身体障害者が1,808.5人（対前年比77.5人、4.1%減）、知的障害者712.0人（同37.0人、5.4%増）、精神障害者は445.5人（同22.5人、5.3%増）となっている。

（グラフ、別紙1、別紙3参照）

- 実雇用率は、前年の2.52%に比べて0.05ポイント減少し、2.47%となった。また、都道府県順位は第13位（前年第9位）であった。

（別紙1参照）

- 法定雇用率（2.3%）達成企業の割合は、前年の63.6%に比べて1.7ポイント減少し、61.9%となった。また、都道府県順位は第3位（前年第4位）であった。

（別紙1参照）

- 報告対象企業数は前年の846社に対して893社、対前年比5.5%（47社）増であった。内訳として、100人未満規模企業は520社で、対前年比10.6%（50社）増、100人から300人未満規模企業は288社で、対前年比0.3%（1社）増、300人から500人未満規模企業は52社で、対前年比8.7%（5社）減、500人以上1000人未満規模企業は24社で、対前年比9.0%（2社）増、1000人以上規模企業が9社で、対前年比10.0%（1社）減となった。

（別紙2参照）

### 【企業規模別の状況】（別紙2参照）

- 規模別でみると、雇用されている障害者数は、今年から新たに報告対象となった43.5～45.5人未満企業規模では35.5人であった。また、従来から報告対象であった企業規模別でみると45.5～100人未満企業規模で741人、前年（765.5人）から24.5人（3.2%）減、100人～300人未満規模企業で1139.5人、前年（1099.0人）から40.5人（3.6%）増、300人～500人未満規模企業で384.5人で前年（445.0人）から60.5人（13.5%）減、500人～1000人未満規模企業で406.0人、前年（403.5人）から2.5人（0.6%）増、1000人以上規模企業で259.5人、前年（271.0人）から11.5人（4.2%）減であった。

- 企業規模別の実雇用率は、今年から新たに報告対象となった43.5～45.5人未満企業規模では2.57%であった。また、従来から報告対象であった企業規模でみると300人～500人未満規模企業が最も低く2.27%となり、法定雇用率2.3%を下回った。

- 企業規模別の達成企業割合は、今年から新たに報告対象となった43.5～45.5人未満企業規模では64.5%であった。また、従来から報告対象であった300人～500人未満規模企業が51.9%であり、県平均61.9%を下回っている。

### 【産業別の状況】（別紙2参照）

- 報告対象企業数は、医療・福祉業 263 社（29.4%）、製造業 171 社（19.1%）、卸売・小売業 132 社（14.7%）が多く、前年と変わらない状況である。
- 雇用されている障害者の数は、「農・林・漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」、「卸売・小売業」、「飲食店・宿泊業」、「サービス業」が前年より増加し、「電気・ガス・熱供給」は前年よりも減少した。
- 実雇用率については、「製造業」（2.64%）、「電気・ガス・熱供給」（3.64%）、「生活関連サービス業・娯楽業」（3.84%）、「医療、福祉業」（3.08%）、「サービス業」（2.39%）で法定雇用率 2.3% を上回った。

### 【法定雇用率未達成企業の状況】（別紙4参照）

- 法定雇用率未達成企業は 340 社（前年 308 社）。そのうち、不足数が 0.5 人又は 1 人の企業は 243 社で未達成企業全体の 71.5% を占めている。  
また、障害者を 1 人も雇用していない企業（0 人雇用企業）は 204 社（前年 180 社）であり、未達成企業に占める割合は、60.0% となっている。

### 【公的機関の状況】（別紙5～7参照）

#### 2.6%の法定雇用率が適用される機関（地方公共団体（県の教育委員会を除く））

- 在職している障害者の数は 488.0 人で、前年の 458.0 人より 30.0 人増加しており、実雇用率は 2.73% となり、前年の 2.55 に比べ 0.18 ポイント上昇した。
- 県の機関は 4 機関のうち 1 機関、市町村の機関は 26 市町村のうち 1 市 3 町が雇用率未達成となった。  
〈未達成機関〉 宮崎県病院局、えびの市、高千穂町、門川町、木城町  
※ なお、木城町については、令和 3 年 10 月 29 日現在で不足数解消となった。

#### 2.5%の法定雇用率が適用される機関（教育委員会）

- 在職している障害者の数は 184.0 人で、前年の 182.0 人より 2.0 人増加し、実雇用率は 2.26% となり、前年と変わらない状況である。  
〈未達成機関〉 宮崎県教育委員会、えびの市教育委員会、川南町教育委員会

### 【独立行政法人等の状況】（別紙5～7参照）

- 2.6%の法定雇用率が適用される機関  
県内の独立行政法人 5 機関にて雇用されている障害者の数は 65.5 人で、実雇用率は 2.75% となった。

## 未達成企業等への対応

### 【民間企業】

- 法定雇用率未達成の民間企業に対しては、各公共職業安定所長が達成指導を実施しており、令和2年6月1日から令和3年5月末までに令和2年6月1日現在で未達成であった308社全社に対し達成指導を行い、うち、45社の未達成が解消された。  
また、今年度においても、令和3年11月末までに令和3年6月1日現在で未達成であった340社のうち50社に対し達成指導を行い、うち、7社の未達成が解消されている。

### 【公的機関】

- 公的機関については、労働者を雇用する立場においては、民間企業と同様であるが、民間企業に障害者雇用について協力を求める以上、民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成すべき立場にある。  
未達成機関に対しては、令和4年1月1日を始期とする「障害者採用計画」の策定、提出と合わせ早期の解消を求めている。

### 【達成指導の実施】

- 未達成企業の事業主及び未達成公的機関の首長に対し、労働局幹部や管轄公共職業安定所長等の訪問により、現状確認を行うと共に障害者雇用事例等の提供や各障害者就労支援機関の各種支援策を説明し、障害者雇用への理解を求め、早期の未達成解消の指導を実施している。
- 特に0人雇用企業（障害者を一人も雇用していない企業）については、法の趣旨、雇用義務及び社会的責任について改めて指導を行うとともに、障害者雇用のノウハウ指導など障害者雇用のための支援を行っている。

#### 具体的な取組

##### ■障害者雇用促進セミナー

障害者雇用のノウハウが不足している企業に対し、先進的な企業の障害者雇用事例や職務の切り出し方等を紹介。また、安定した雇用、職場定着に向けた知識習得や意識啓発の促進。

##### ■事業所見学会

実際に障害者が働く現場を見てもらうことにより、障害者雇用への理解を促進。

##### ■職場実習

事前に実習をすることで企業・障害者双方の不安を解消。

##### ■精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

雇用が増加している精神・発達障害者の基礎知識や共に働く上でのコミュニケーション方法について理解を深め、安定した雇用へ。

##### ■公的機関向け障害者職業生活相談員資格認定講習

障害者職業生活相談員（5人以上障害者を雇用する事業所は選任義務がある）に必要な知識を習得。

##### ■企業チーム支援

雇用率未達成企業に対し、ハローワークと各障害者就労支援機関が連携し、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着まで支援を実施。

## 総 括 表

### 令和3年6月1日現在における障害者の雇用状況(宮崎県)

#### 1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	120,022.0 人	2,966.0 人	2.47 %	553 / 893	61.9 %
	( 118,408.0 人 )	[ 2,659 人 ] ( 2,984.0 人 )	( 2.52 % )	( 538 / 846 )	( 63.6 % )

※[ ]内は実人員。以下同じ。

#### 2. 地方公共団体における在職状況

##### (1) 都道府県の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	5,812.0 人	158.0 人	2.72 %	3 / 4	75.0 %
	( 5,763.0 人 )	[ 120 人 ] ( 155.0 人 )	( 2.69 % )	( 3 / 4 )	( 75.0 % )
宮崎県知事部局	4,211.5 人	119.0 人	2.83 %	1 / 1	100.0 %
	( 4,216.5 人 )	[ 86 人 ] ( 115.0 人 )	( 2.73 % )	( 1 / 1 )	( 100.0 % )
その他の県機関	1,600.5 人	39.0 人	2.44 %	2 / 3	66.7 %
	( 1,546.5 人 )	[ 34 人 ] ( 40.0 人 )	( 2.59 % )	( 2 / 3 )	( 66.7 % )

※「その他の県機関」とは、宮崎県企業局、宮崎県病院局、宮崎県警察本部である。

##### (2) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	12,079.5 人	330.0 人	2.73 %	22 / 26	84.6 %
	( 12,207.0 人 )	[ 252 人 ] ( 303.0 人 )	( 2.48 % )	( 17 / 26 )	( 65.4 % )

##### (3) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	8,128.5 人	184.0 人	2.26 %	0 / 3	0.0 %
	( 8,051.0 人 )	[ 128 人 ] ( 182.0 人 )	( 2.26 % )	( 0 / 2 )	( 0.0 % )
宮崎県教育委員会	8,022.5 人	184.0 人	2.29 %	0 / 1	0.0 %
	( 7,985.5 人 )	[ 128 人 ] ( 182.0 人 )	( 2.28 % )	( 0 / 1 )	( 0.0 % )
市町村の教育委員会	106.0 人	0.0 人	0.00 %	0 / 2	0.0 %
	( 65.5 人 )	[ 0 人 ] ( 0.0 人 )	( 0.00 % )	( 0 / 1 )	( 0.0 % )

※令和元年度において、雇用義務の生じる市町村の教育委員会の機関は0であった。

#### 3. 地方独立行政法人における雇用状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	2,383.5 人	65.5 人	2.75 %	5 / 5	100.0 %
	( 2,401.5 人 )	[ 46 人 ] ( 64.5 人 )	( 2.69 % )	( 5 / 5 )	( 100.0 % )

注 1 1の表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については1人分とカウントしている。

① 平成30年6月2日以降に採用された者であること

② 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 ( )内は、令和2年6月1日現在の数値である。

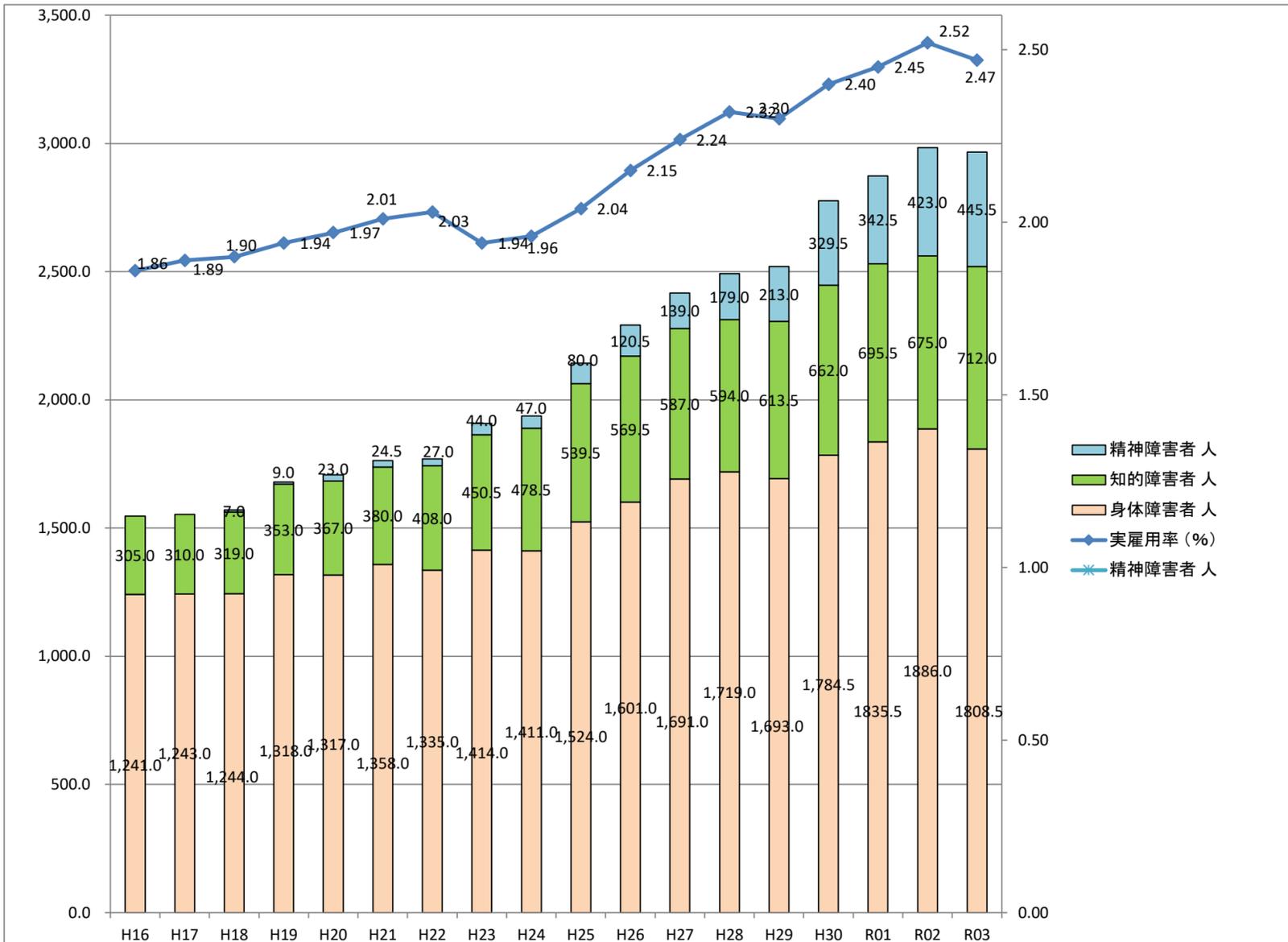
# 宮崎県の民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

令和3年6月1日現在

<障害者の数(人)>

<実雇用率(%)>



雇用障害者全数(人)	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
	1546.0	1553.0	1570.0	1680.0	1707.0	1762.5	1770.0	1908.5	1936.5	2143.5	2291.0	2417.0	2492.0	2519.5	2776.0	2873.5	2984.0	2966.0

<法定雇用率> 1.8% → 2.0% → 2.2% → 令和3年3月1日より2.3%

注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成17年度まで
  - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
  - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
  - 重度身体障害者である短時間労働者
  - 重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年度以降
  - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
  - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
  - 重度身体障害者である短時間労働者
  - 重度知的障害者である短時間労働者
  - 精神障害者
  - 精神障害者である短時間労働者
  - （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

- 平成23年度以降
  - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
  - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
  - 重度身体障害者である短時間労働者
  - 重度知的障害者である短時間労働者
  - 精神障害者
  - 身体障害者である短時間労働者
  - （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
  - 知的障害者である短時間労働者
  - （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
  - 精神障害者である短時間労働者
  - （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
  - （精神障害者である短時間労働者のうち3年以内に雇用された者又は手帳を取得したものは1.0人で特例的にカウント）

平成30年度  
よりの特例

## 民間企業における障害者の雇用状況(宮崎県)

令和3年6月1日現在

## 1 一般の民間企業における障害者雇用状況

年	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成 企業数 社	雇用率達成 企業割合 %
			合計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人			
令和3年	893	120,022.0	2,966.0	1,808.5	712.0	445.5	2.47	553	61.9

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。

※重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。

## 2 一般の民間企業における雇用状況の推移

年	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成 企業数 社	雇用率達成 企業割合 %	
			合計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人				
全国	平成29年	91,024	25,204,720.0	495,795.0	333,454.0	112,293.5	50,047.5	1.97	45,553	50.0
	平成30年	100,586	26,104,834.5	534,769.5	346,208.0	121,166.5	67,395.0	2.05	46,217	45.9
	令和元年	101,889	26,585,858.0	560,608.5	354,134.0	128,383.0	78,091.5	2.11	48,898	48.0
	令和2年	102,698	26,866,997.0	578,292.0	356,069.0	134,207.0	88,016.0	2.15	49,956	48.6
	令和3年	106,924	27,156,780.5	597,786.0	359,067.5	140,665.0	98,053.5	2.20	50,306	47.0
宮崎県	平成29年	735	109,537.5	2,519.5	1,693.0	613.5	213.0	2.30	489	66.5
	平成30年	822	115,856.5	2,776.0	1,784.5	662.0	329.5	2.40	523	63.6
	令和元年	830	117,151.0	2,873.5	1,835.5	695.5	342.5	2.45	523	63.0
	令和2年	846	118,408.0	2,984.0	1,886.0	675.0	423.0	2.52	538	63.6
	令和3年	893	120,022.0	2,966.0	1,808.5	712.0	445.5	2.47	553	61.9

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。

※重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントしている。

## 3 一般の民間企業における雇用率、雇用率達成企業割合の都道府県順位

	順位	1位 %	2位 %	3位 %	4位 %	5位 %	6位 %	7位 %	8位 %	9位 %
令和3年	実雇用率	2.88 奈良県	2.86 沖縄県	2.70 佐賀県	2.67 島根県	2.64 長崎県	2.60 山口県	2.59 大分県	2.55 高知県	2.54 鹿児島県
	達成企業割合	68.0 島根県	65.0 佐賀県	61.9 宮崎県	61.6 鹿児島県	61.5 奈良県	61.2 高知県	61.2 大分県	61.1 和歌山県	60.9 沖縄県
令和2年	実雇用率	2.83 奈良県	2.74 沖縄県	2.65 佐賀県	2.61 長崎県	2.61 山口県	2.59 島根県	2.55 大分県	2.53 和歌山県	2.52 宮崎県
	達成企業割合	68.9 佐賀県	68.0 島根県	63.8 秋田県	63.6 宮崎県	63.0 鳥取県	62.7 長崎県	62.7 徳島県	62.7 高知県	62.5 奈良県

令和3年宮崎県実雇用率2.47% 全国13位

## 4 安定所別の障害者雇用状況

安定所	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成 企業数 社	雇用率達成 企業割合 %
			合計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人			
宮崎	389	56,115.5	1,377.5	820.0	307.0	250.5	2.45%	230	59.1%
延岡	95	11,612.5	216.5	143.0	50.0	23.5	1.86%	54	56.8%
日向	68	8,513.0	196.0	126.0	49.0	21.0	2.30%	37	54.4%
都城	174	22,144.0	580.5	362.5	137.5	80.5	2.62%	112	64.4%
日南	50	5,422.0	150.5	90.5	41.5	18.5	2.78%	39	78.0%
高鍋	67	9,624.5	259.5	150.5	79.0	30.0	2.70%	45	67.2%
小林	50	6,590.5	185.5	116.0	48.0	21.5	2.81%	36	72.0%
計	893	120,022.0	2,966.0	1,808.5	712.0	445.5	2.47%	553	61.9%

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。

※重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。

## 産業別・規模別の民間企業における障害者の雇用状況(宮崎県)

令和3年6月1日現在

	企業数	雇 用 状 況						実雇用率	雇用率達成企業数	雇用率達成企業割合	
		算定基礎 労働者数	障 害 者 の 数								
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者、精神障害者(注2)	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(注2)である短時間労働者	E 合計				
社	人	人	人	人	人	人	%	社	%		
企 業 計	893 (846)	120,022.0 (118,408.0)	513 (560)	113 (102)	1621 (1,570)	412 (384)	2,966.0 (2,984.0)	2.47% (2.52)	553 (538)	61.9 (63.6)	
産 業 別	農・林・漁業	23 (22)	2,032.5 (1,925.0)	5 (6)	1 (1)	20 (14)	5 (7)	33.5 (30.5)	1.65% (1.58)	11 (10)	47.8 (45.5)
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	2 (1)	125.5 (61.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	0.80% (0.00)	1 (0.0)	50.0 (0.0)
	建設業	36 (33)	3,440.0 (3,186.0)	16 (18)	3 (1)	41 (33)	1 (1)	76.5 (70.5)	2.22% (2.21)	24 (23)	66.7 (69.7)
	製造業	171 (168)	26,930.5 (27,190.5)	141 (147)	8 (7)	406 (395)	28 (25)	710.0 (708.5)	2.64% (2.61)	116 (111)	67.8 (66.1)
	電気・ガス・熱供給	2 (2)	247.5 (234.5)	1 (1)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	9.0 (9.0)	3.64% (3.84)	2 (2)	100.0 (100.0)
	情報通信業	25 (25)	3,783.0 (3,581.5)	13 (14)	2 (2)	27 (25)	1 (2)	55.5 (56.0)	1.47% (1.56)	10 (13)	40.0 (52.0)
	運輸業・郵便業	48 (45)	5,778.5 (5,764.5)	15 (21)	4 (0)	80 (80)	10 (8)	119.0 (126.0)	2.06% (2.19)	29 (26)	60.4 (57.8)
	卸売・小売業	132 (125)	17,835.0 (17,642.5)	53 (51)	22 (20)	209 (214)	67 (68)	370.5 (370.0)	2.08% (2.10)	72 (70)	54.5 (56.0)
	金融・保険業	12 (12)	4,550.0 (4,635.0)	16 (18)	2 (2)	40 (40)	8 (7)	78.0 (81.5)	1.71% (1.76)	1 (4)	8.3 (33.3)
	不動産業・物品賃貸業	9 (9)	851.5 (819.5)	2 (5)	1 (1)	2 (5)	1 (0)	7.5 (16.0)	0.88% (1.95)	3 (5)	33.3 (55.6)
	学術研究・専門サービス業	9 (10)	571.5 (1,091.0)	0 (3)	0 (1)	3 (10)	0 (0)	3.0 (17.0)	0.52% (1.56)	3 (5)	33.3 (50.0)
	飲食店・宿泊業	28 (26)	2,357.5 (2,320.0)	7 (7)	0 (0)	27 (18)	14 (15)	48.0 (39.5)	2.04% (1.70)	15 (14)	53.6 (53.8)
	生活関連サービス業・娯楽業	26 (23)	2,200.0 (2,203.0)	21 (21)	3 (5)	36 (35)	7 (10)	84.5 (87.0)	3.84% (3.95)	14 (16)	53.8 (69.6)
	教育・学習支援業	21 (22)	2,403.0 (2,478.5)	10 (10)	1 (3)	11 (14)	4 (4)	34.0 (39.0)	1.41% (1.57)	9 (11)	42.9 (50.0)
	医療・福祉業	263 (242)	32,050.5 (30,767.0)	154 (179)	54 (53)	508 (483)	236 (206)	988.0 (997.0)	3.08% (3.24)	189 (175)	71.9 (72.3)
複合サービス業	18 (19)	5,524.5 (5,680.5)	28 (30)	5 (2)	63 (67)	1 (3)	124.5 (130.5)	2.25% (2.30)	14 (14)	77.8 (73.7)	
サービス業	68 (62)	9,341.0 (8,828.0)	31 (29)	7 (4)	140 (130)	29 (28)	223.5 (206.0)	2.39% (2.33)	40 (39)	58.8 (62.9)	
規 模 別	43.5人～45.5人未満	31 -	1,381.0 -	4 -	2 -	23 -	5 -	35.5 -	2.57% -	20 -	64.5 -
	45.5人～100人未満	489 (470)	30,962.5 (29,991.0)	103 (125)	44 (43)	413 (405)	156 (135)	741 (765.5)	2.39% (2.55)	288 (288)	58.9 (61.3)
	100人～300人未満	288 (287)	44,311.5 (43,812.0)	198 (206)	46 (45)	609 (561)	177 (162)	1,139.5 (1099.0)	2.57% (2.51)	200 (193)	69.4 (67.2)
	300人～500人未満	52 (57)	16,923.0 (18,463.0)	72 (90)	14 (8)	207 (231)	39 (52)	384.5 (445.0)	2.27% (2.41)	27 (34)	51.9 (59.6)
	500人～1000人未満	24 (22)	15,667.0 (14,561.5)	92 (91)	5 (4)	210 (211)	14 (13)	406.0 (403.5)	2.59% (2.77)	12 (16)	50.0 (72.7)
	1,000人以上	9 (10)	10,777.0 (11,580.5)	44 (48)	2 (2)	159 (162)	21 (22)	259.5 (271.0)	2.41% (2.34)	6 (7)	66.7 (70.0)

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。

2 重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5人分としてカウントされる。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントされる。

① 平成30年6月2日以降に採用された者であること

② 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

3 ( )内は前年の数値である。

## 民間企業における障害種別の雇用状況(宮崎県)

令和3年6月1日現在

	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数				
		A 重度身体障害者数 人	B 重度身体障害者である短時間労働者 人	C 重度以外の身体障害者 人	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者 人	E 合計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ 人	A 重度知的障害者数 人	B 重度知的障害者である短時間労働者 人	C 重度以外の知的障害者 人	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者 人	E 合計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ 人	A 常用の精神障害者数 人	B 短時間の精神障害者数 人	C Bのうち三年以内の者数 人	D 合計 $A + (B - C) \times 0.5 + C$ 人	
企業計	2,966.0 (2,984.0)	404 (452)	78 (68)	849 (840)	147 (148)	1,808.5 (1,886.0)	109 (108)	35 (34)	374 (353)	170 (144)	712.0 (675.0)	299 (289)	194 (180)	99 (88)	445.5 (423.0)	
業別	農・林・漁業	33.5 (30.5)	3 (4)	0 (0)	13 (11)	2 (3)	20.0 (20.5)	2 (2)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	8.0 (8.0)	5 (1)	1 (2)	0 (0)	5.5 (2.0)
	鉱業,採石業,砂利採取業	1.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
	建設業	76.5 (70.5)	16 (18)	2 (0)	29 (23)	1 (0)	63.5 (59.0)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	0 (1)	3.0 (2.5)	9 (9)	1 (0)	1 (0)	10.0 (9.0)
	製造業	710.0 (708.5)	107 (112)	2 (4)	198 (191)	13 (12)	420.5 (425.0)	34 (35)	6 (3)	125 (115)	10 (8)	204.0 (192.0)	82 (81)	6 (13)	1 (8)	85.5 (91.5)
	電気・ガス・熱供給	9.0 (9.0)	1 (1)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	9.0 (9.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
	情報通信業	55.5 (56.0)	13 (14)	2 (2)	19 (19)	0 (0)	47.0 (49.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	6 (5)	2 (2)	1 (0)	7.5 (6.0)
	運輸業・郵便業	119.0 (126.0)	15 (21)	4 (0)	61 (61)	8 (6)	99.0 (106.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	3.0 (3.0)	16 (15)	1 (2)	1 (2)	17.0 (17.0)
	卸売・小売業	370.5 (370.0)	43 (41)	12 (10)	108 (112)	24 (28)	218.0 (218.0)	10 (10)	10 (10)	59 (65)	37 (31)	107.5 (110.5)	29 (26)	19 (20)	13 (11)	45.0 (41.5)
	金融業・保険業	78.0 (81.5)	16 (18)	2 (2)	24 (27)	4 (3)	60.0 (66.5)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	3 (3)	3.5 (3.5)	14 (11)	1 (1)	0 (0)	14.5 (11.5)
	不動産業・物品賃貸業	7.5 (16.0)	2 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5.0 (11.0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1.0 (2.0)	1 (3)	1 (0)	0 (0)	1.5 (3.0)
	学術研究・専門サービス業	3.0 (17.0)	0 (3)	0 (1)	2 (5)	0 (0)	2.0 (12.0)	0 (0)	0 (0)	0 (4)	0 (0)	0.0 (4.0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)
	宿泊業・飲食サービス業	48.0 (39.5)	6 (7)	0 (0)	10 (5)	5 (4)	24.5 (21.0)	1 (0)	0 (0)	10 (7)	7 (6)	15.5 (10.0)	5 (4)	4 (7)	2 (2)	8.0 (8.5)
	生活関連サービス業・娯楽業	84.5 (87.0)	4 (4)	1 (0)	14 (16)	2 (5)	24.0 (26.5)	17 (17)	2 (5)	14 (14)	2 (2)	51.0 (54.0)	4 (3)	7 (5)	4 (2)	9.5 (6.5)
	教育・学習支援業	34.0 (39.0)	10 (10)	1 (3)	9 (12)	2 (2)	31.0 (36.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1.5 (1.5)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1.5 (1.5)
	医療・福祉業	988.0 (997.0)	119 (143)	41 (40)	224 (218)	68 (69)	537.0 (578.5)	35 (36)	13 (13)	122 (104)	96 (78)	253.0 (228.0)	93 (102)	141 (118)	69 (59)	198.0 (190.5)
	複合サービス業	124.5 (130.5)	24 (26)	3 (1)	47 (50)	0 (1)	98.0 (103.5)	4 (4)	2 (1)	6 (7)	1 (2)	16.5 (17.0)	10 (9)	0 (1)	0 (1)	10.0 (10.0)
サービス業	223.5 (206.0)	25 (25)	7 (4)	83 (83)	18 (15)	149.0 (144.5)	6 (4)	0 (0)	27 (26)	9 (8)	43.5 (38.0)	23 (18)	9 (8)	7 (3)	31.0 (23.5)	
規模別	43.5人～45.5人未満	35.5 -	3 -	1 -	16 -	1 -	23.5 -	1 -	1 -	2 -	4 -	7.0 -	4 -	1 -	1 -	5.0 -
	45.5人～100人未満	741 (765.5)	77 (96)	31 (28)	199 (204)	61 (54)	414.5 (451.0)	26 (29)	13 (15)	106 (88)	56 (42)	199 (182.0)	65 (82)	82 (70)	43 (31)	127.5 (132.5)
	100人～300人未満	1139.5 (1,099.0)	171 (182)	30 (31)	349 (331)	51 (51)	746.5 (751.5)	27 (24)	16 (14)	109 (90)	80 (75)	219.0 (189.5)	117 (102)	80 (74)	34 (38)	174.0 (158.0)
	300人～500人未満	384.5 (445.0)	66 (78)	10 (4)	110 (128)	17 (24)	260.5 (300.0)	6 (12)	4 (4)	48 (54)	18 (17)	73.0 (90.5)	39 (40)	14 (20)	10 (9)	51.0 (54.5)
	500人～1000人未満	406.0 (403.5)	54 (60)	4 (3)	107 (111)	7 (7)	222.5 (237.5)	38 (31)	1 (1)	50 (61)	4 (3)	129.0 (125.5)	44 (32)	12 (10)	9 (7)	54.5 (40.5)
	1,000人以上	259.5 (271.0)	33 (36)	2 (2)	68 (66)	10 (12)	141.0 (146.0)	11 (12)	0 (0)	59 (60)	8 (7)	85.0 (87.5)	30 (33)	5 (6)	2 (3)	33.5 (37.5)

(注)1 重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントしている。

2 ( )内は前年の数値である。

## 民間企業における障害者不足数階層別の法定雇用率未達成企業数

令和3年6月1日現在

区 分	法定雇用率 未達成企業 の数	不 足 数						障害者の 数が0人で ある企業	
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人又は 4人	4.5人又は 5人	5.5人以上		
企 業 計	340 (100.0)	243 (71.5)	65 (19.1)	15 (4.4)	11 (3.2)	3 (0.9)	3 (0.9)	204 (60.0)	
産 業 別	農・林・漁業	12 (100.0)	9 (75.0)	3 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (58.3)
	鉱業・採石業・砂利 採取業	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	建設業	12 (100.0)	10 (83.3)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	9 (75.0)
	製造業	55 (100.0)	40 (72.7)	8 (14.5)	2 (3.6)	2 (3.6)	1 (1.8)	2 (3.6)	33 (60.0)
	電気・ガス・熱供給	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	情報通信業	15 (100.0)	8 (53.3)	4 (26.7)	1 (6.7)	2 (13.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (53.3)
	運輸業・郵便業	19 (100.0)	11 (57.9)	6 (31.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.3)	1 (5.3)	12 (63.2)
	卸売・小売業	60 (100.0)	48 (80.0)	10 (16.7)	2 (3.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	44 (73.3)
	金融業・保険業	11 (100.0)	4 (36.4)	3 (27.3)	3 (27.3)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (45.5)
	不動産業・物品賃 貸業	6 (100.0)	4 (66.7)	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (83.3)
	学術研究・専門 サービス業	6 (100.0)	4 (66.7)	2 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)
	宿泊業・飲食サー ビス業	13 (100.0)	11 (84.6)	1 (7.7)	1 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (61.5)
	生活関連サービス 業・娯楽業	12 (100.0)	10 (83.3)	2 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (83.3)
	教育・学習支援業	12 (100.0)	9 (75.0)	2 (16.7)	0 (0.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (58.3)
	医療・福祉業	74 (100.0)	51 (68.9)	17 (23.0)	4 (5.4)	2 (2.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	33 (44.6)
	複合サービス業	4 (100.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)
サービス業	28 (100.0)	21 (75.0)	5 (17.9)	1 (3.6)	1 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (53.6)	
規 模 別	43.5人～45.5人未 満	11 -	11 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
	45.5人～100人未 満	201 (182.0)	190 (178.0)	11 (4.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	100人～300人未 満	88 (100.0)	35 (39.8)	42 (47.7)	6 (6.8)	5 (5.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (17.0)
	300人～500人未 満	25 (100.0)	4 (16.0)	8 (32.0)	8 (32.0)	3 (12.0)	2 (8.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	500人～1000人未 満	12 (100.0)	3 (25.0)	3 (25.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	1 (8.3)	3 (25.0)	0 (0.0)
	1,000人以上	3 (100.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	2 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

(注)1 ( )内は全体に対する割合%

## 地方公共団体の障害者の雇用状況(宮崎県)

## 2. 地方公共団体における障害者の雇用状況(法定雇用率2.6%)

令和3年6月1日現在

	機関数	職員数	雇用状況						実雇用率	雇用率達成機関数	雇用率達成機関割合
			障害者の数								
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E Dの精神短時間のうち注4に該当する者	F 合計 $A \times 2 + B + C + (D - E) \times 0.5 + E$			
機関	人	人	人	人	人	人	%	機関	%		
(1) 宮崎県の機関	4	5,812.0	42	5	64	9	1	158	2.72	3	75.0
	(4)	(5,763.0)	(41)	(5)	(63)	(9)	(1)	[120] (155.0)	(2.69)	(3)	(75.0)
(2) 市町村の機関	26	12,079.5	84	4	151	13	1	330	2.73	22	84.6
	(26)	(12,207.0)	(74)	(5)	(140)	(17)	(3)	[252] (303.0)	(2.48)	(17)	(65.4)
計	30	17,891.5	126	9	215	22	2	488	2.73	25	83.3
	(30)	(17,970.0)	(115.0)	(10.0)	(203.0)	(26.0)	(4.0)	[368] (458.0)	(2.55)	(20)	(66.7)

## 3. 教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

	機関数	職員数	雇用状況						実雇用率	雇用率達成機関数	雇用率達成機関割合
			障害者の数								
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E Dの精神短時間のうち注4に該当する者	F 合計 $A \times 2 + B + C + (D - E) \times 0.5 + E$			
機関	人	人	人	人	人	人	%	機関	%		
宮崎県教育委員会	1	8,022.5	57	1	68	2	0	184.0	2.29	0	0.0
	(1)	(7,985.5)	(55)	(1)	(70)	(2)	(0)	[128] (182.0)	(2.28)	(0)	(0.0)
市町村の教育委員会	2	106.0	0	0	0	0	0	0.0	0.00	0	0.0
	(1)	(65.5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	[0] (0.0)	(0.00)	(0)	(0.0)
計	3	8,128.5	57	1	68	2	0	184	2.26	0	0.0
	(2)	(8,051.0)	(55)	(1)	(70)	(2)	(0)	[128] (182.0)	(2.26)	(0)	(0.0)

## 4. 独立行政法人における障害者の雇用状況(法定雇用率2.6%)

	機関数	職員数	雇用状況						実雇用率	雇用率達成機関数	雇用率達成機関割合
			障害者の数								
			A 重度障害者数	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E Dの精神短時間のうち注4に該当する者	F 合計 $A \times 2 + B + C + (D - E) \times 0.5 + E$			
機関	人	人	人	人	人	人	%	機関	%		
独立行政法人等の機関	5	2,383.5	20	0	23	3	2	65.5	2.75	5	100.0
	(5)	(2,401.5)	(17)	(0)	(28)	(3)	(2)	[46] (64.5)	(2.69)	(5)	(100.0)

注 1 [ ]内は実人員。

2 ( )内は前年の数値である。

3 法定雇用率2.5%が適用される機関は、県等の教育委員会であり、それ以外の機関は2.6%が適用される。

4 精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者

①平成30年6月2日以降に採用された者であること

②平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

県の機関、市町村機関、独立行政法人におけるの障害者の雇用状況(詳細版)

(別紙6)

(1)宮崎県の機関(法定雇用率2.6%)

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.dのうち(注1)に該当する職員	f.計 c+(d-e)×0.5+e	g.うち新規雇用分
宮崎県の機関	158.0 (155.0)	42.0 (41)	5.0 (5)	50.0 (53)	8.0 (8)	143.0 (144)	7.5 (9)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	14.0 (10)	1.0 (1)	1.0 (1)	15.0 (11)	6.0 (2)

(2)市町村の機関(法定雇用率2.6%)

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.dのうち(注1)に該当する職員	f.計 c+(d-e)×0.5+e	g.うち新規雇用分
市町村の機関	330.0 (303.0)	82.0 (73)	4.0 (4)	109.0 (109)	11.0 (12)	282.5 (265.0)	34.0 (25.5)	2.0 (1)	0.0 (1)	4.0 (1)	0.0 (1)	8.0 (4.5)	1.0 (0)	38.0 (30)	2.0 (4)	1.0 (3)	39.5 (33.5)	8.0 (13)

(3)宮崎県の教育委員会(法定雇用率2.5%)

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.dのうち(注1)に該当する職員	f.計 c+(d-e)×0.5+e	g.うち新規雇用分
宮崎県教育委員会	184.0 (182)	57.0 (55)	1.0 (1)	48.0 (51)	1.0 (2)	163.5 (163)	8.0 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	1.0 (0)	0.5 (0)	0.5 (0)	20.0 (19)	0.0 (0)	0.0 (0)	20.0 (19)	3.0 (3)

(4)市町村の教育委員会(法定雇用率2.5%)

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.dのうち(注1)に該当する職員	f.計 c+(d-e)×0.5+e	g.うち新規雇用分
市町村の教育委員会	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)

(5)地方独立行政法人(法定雇用率2.6%)

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.dのうち(注1)に該当する職員	f.計 c+(d-e)×0.5+e	g.うち新規雇用分
地方独立行政法人	65.5 (64.5)	20.0 (17)	0.0 (0)	12.0 (17)	1.0 (1)	52.5 (51.5)	4.0 (7)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	11.0 (11)	2.0 (2)	2.0 (2)	13.0 (13.0)	2.0 (3.0)

注 1 精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者  
 ①平成30年6月2日以降に採用された者であること ②平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること  
 ( )は前年の数値である。

## 県の機関、市町村機関、独立行政法人における障害者の雇用状況

### (1) 宮崎県の機関(2.6%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎県知事部局	4,211.5	119.0	2.83%	0	
宮崎県企業局	92.5	3.0	3.24%	0	
宮崎県病院局	1,099.5	24.0	2.18%	4.0	
宮崎県警察本部	408.5	12.0	2.94%	0	

### (2) 市町村の機関(2.6%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎市	3,061.5	85.0	2.78%	0	特例認定あり(注4)
都城市	1,475.0	47.0	3.19%	0	特例認定あり(注4)
延岡市	1,038.5	27.5	2.65%	0	特例認定あり(注4)
日向市	718.0	19.0	2.65%	0	特例認定あり(注4)
西都市	439.0	15.0	3.42%	0	特例認定あり(注4)
日南市	727.5	22.0	3.02%	0	特例認定あり(注4)
串間市	503.0	14.0	2.78%	0	
小林市	761.0	19.0	2.50%	0	特例認定あり(注4)
えびの市	376.5	6.0	1.59%	3.0	
国富町	188.5	4.0	2.12%	0.0	特例認定あり(注4)
綾町	167.5	4.5	2.69%	0	
高千穂町	314.5	2.0	0.64%	6.0	
日之影町	110.0	3.0	2.73%	0	
五ヶ瀬町	106.0	2.0	1.89%	0	
門川町	185.5	3.0	1.62%	1.0	
美郷町	160.0	4.0	2.50%	0	
諸塚村	72.0	2.0	2.78%	0	
椎葉村	77.0	2.0	2.60%	0	
都農町	291.0	7.0	2.41%	0	
川南町	215.0	7.0	3.26%	0	
木城町	123.5	1.0	0.81%	2.0	
高鍋町	167.0	6.0	3.59%	0	特例認定あり(注4)
新富町	237.0	7.0	2.95%	0	
西米良村	105.0	4.0	3.81%	0	
三股町	222.0	10.0	4.50%	0	
高原町	238.0	7.0	2.94%	0	

### (3) 教育委員会(2.5%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎県教育委員会	8,022.5	184.0	2.29%	16.0	
えびの市教育委員会	65.0	0.0	0.00%	1.0	
川南町教育委員会	41.0	0.0	0.00%	1.0	

### (4) 独立行政法人等(2.6%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
国立大学法人 宮崎大学	2,052.5	55.5	2.70%	0	
独立行政法人 航空大学校	139.0	3.0	2.16%	0	
公立大学法人 宮崎県立看護大学	66.5	2.0	3.01%	0	
公立大学法人 宮崎公立大学	51.5	2.0	3.88%	0	
地方独立行政法人 西都児湯医療センター	74.0	3.0	4.05%	0	

注

1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成30年6月2日以降に採用された者または平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0になることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 

一般の民間企業 ……………	2. 3%
(43.5人以上規模の企業)	
特殊法人等 ……………	2. 6%
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕	
  
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6%  
(38.5人以上規模の機関)
  
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5%  
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

宮崎労働局発表  
令和3年12月28日

【照会先】  
宮崎労働局労働基準部労災補償課  
労災補償課長 富樫 明  
労災管理調整官 西田 和典  
(代表電話)0985(38)8825  
(直通電話)0985(38)8837

## 業務によって、新型コロナウイルスに感染した場合は、労災保険給付の対象となります！

- 1 業務に起因して新型コロナウイルスに感染した場合には、労災保険給付の対象となります。また、症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象となります（資料1）。
- 2 宮崎労働局（局長 田中 大介）においては、新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度の労災保険給付の請求件数72件に対して、支給決定件数56件（令和3年11月30日現在）と、迅速な決定に努めているところです。  
今後とも医療従事者や集団感染が発生した事業場などで新型コロナウイルス感染症に感染した労働者への労災請求勧奨を行うなど、職場で新型コロナウイルスに感染した方に迅速かつ公正な労災保険給付を行ってまいります。
- 3 業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方、請求手続が行われていない方におかれては、療養補償給付・休業補償給付（休業4日目から）・遺族補償給付が受けられますので、宮崎県内のお近くの労働基準監督署まで、まずは電話でご相談ください。

### 【参考】

○労働基準監督署一覧（資料2）

監督署名	所在地名	電話番号
宮崎	宮崎市丸島町 1-15	0985-44-2915
延岡	延岡市大貫町 1-2885-1	0982-34-3331
都城	都城市上町 2 街区 11 号都城合同庁舎 6 階	0986-23-0192
日南	日南市戸高 1-3-17	0987-23-5277

# 業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

## 対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- **感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合**
  - ※（例 1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
  - ※（例 2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A  
（項目「5 労災補償」）をご覧ください▶



## 労災保険の種類

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

### 療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

### 休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
  - 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）
- \* 原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

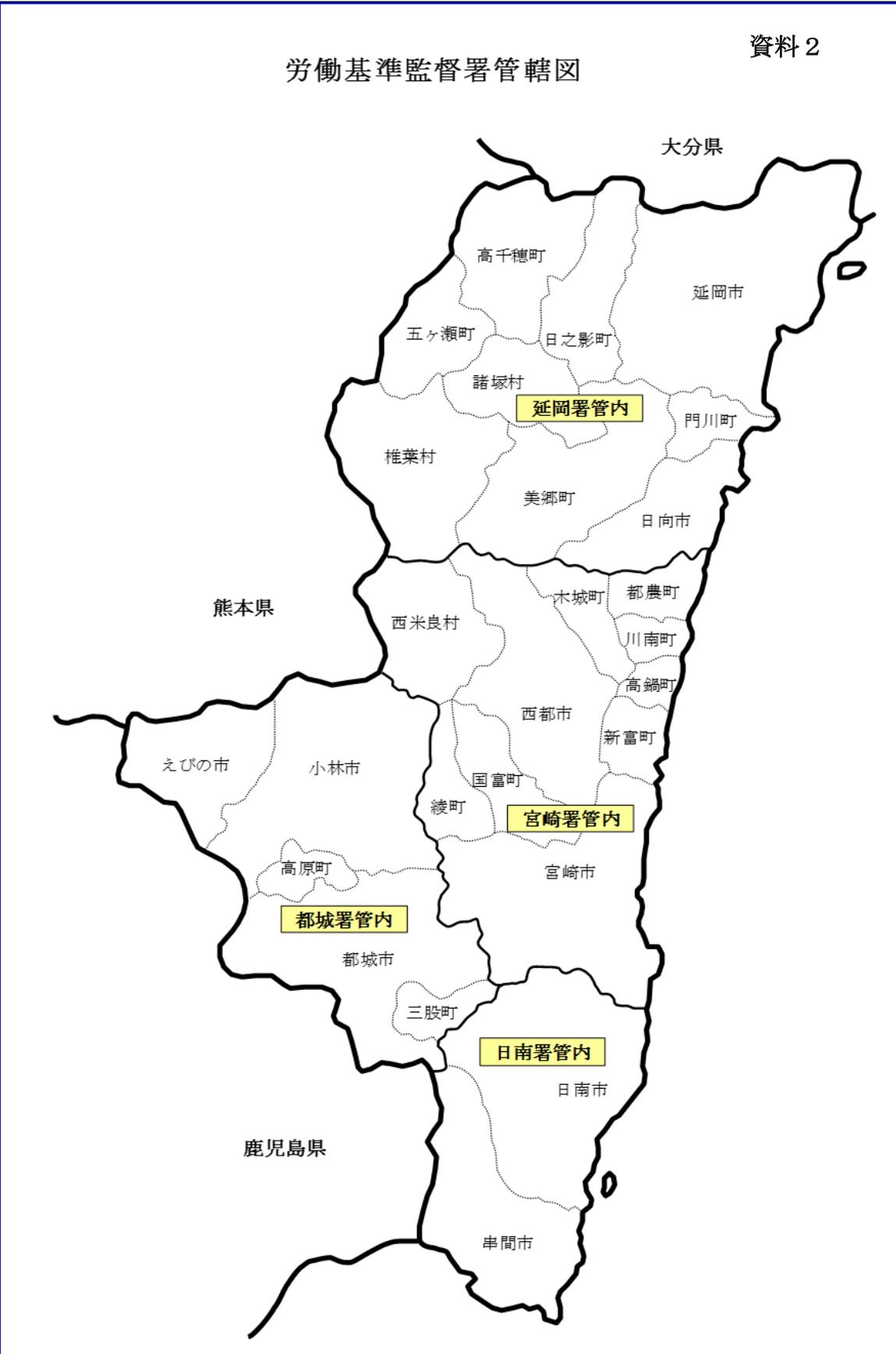
### 遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶



労働基準監督署管轄図



宮崎労働局発表  
令和3年12月28日解禁

【照会先】  
宮崎労働局 雇用環境・均等室  
室長 狭間 美恵  
監理官 中玉利 浩治  
企画・調整係 飯村 祐哉  
(代表電話) 0985-38-8821  
(直通電話) 0985-38-8821

## 宮崎労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の 行事予定（令和4年1月）

宮崎労働局（局長 田中 大介）は、宮崎労働局及び県内各労働基準監督署・各公共職業安定所（ハローワーク）の主要な行事予定を取りまとめました。

取材・報道等にご活用ください。

令和4年1月 宮崎労働局・監督署・安定所(ハローワーク)主要行事予定表

1月		主要行事(労働局・監督署・安定所)
1	土	
2	日	
3	月	
4	火	
5	水	
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	
11	火	職業訓練校説明会(14:00～15:35 延岡公共職業安定所 2階大会議室)
12	水	
13	木	働き方改革関連法説明会(場所:都城商工会議所31号室、時間:14:00～16:30) 改正育児介護法説明会(場所:4階大会議室、時間14:00～)
14	金	安全衛生優良企業認定式(場所:宮崎合同庁舎2F共用大会議室、時間:13:30～) 働き方改革関連法説明会(場所:JA AZMホール302研修室、時間:14:00～16:30)
15	土	
16	日	
17	月	
18	火	職業訓練校説明会(14:00～15:15 延岡公共職業安定所 2階大会議室)
19	水	
20	木	治療と仕事の両立支援会議(場所:宮崎合同庁舎2F共用大会議室、時間:13:30～) 働き方改革関連法説明会(場所:日向ひとものづくりセンター視聴覚室、時間:14:00～16:30)
21	金	
22	土	
23	日	
24	月	職業訓練校説明会(14:00～15:20 高鍋公共職業安定所 会議室)
25	火	労働時間法制度等説明会(主催:都城労働基準監督署、場所:都城合同庁舎2F共用会議室、時間:10:00～11:30) 職業訓練校説明会(14:00～ 日南公共職業安定所 2階会議室)
26	水	職業訓練校説明会(13:30～15:10 日向公共職業安定所 2階会議室)
27	木	
28	金	厚生労働大臣・基準局長表彰式(10:00～2階共用大会議室)
29	土	
30	日	
31	月	



# GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局  
宮崎市橘通東3-1-22  
宮崎合同庁舎  
TEL0985(38)8821  
FAX0985(38)5028

明けましておめでとうございませ  
本年も宮崎労働局をよろしくお願  
いします

ウィズコロナ時代に対応した

## 労働行政の課題に取り組む 年頭にあたりご挨拶申し上げます



皆様におかれましては健やかに新年をお迎えになったことと心よりお慶び申し上げます。

昨年は令和2年から続く新型コロナウイルス感染症に悩まされた1年で、雇用情勢にも多大な影響がございました。

労働局では雇用維持の支援に努め、特に雇用調整助

成金については、11月末現在で延べ31万1千人を超える労働者の雇用維持を支援することができました。

新年におきましても、ウィズコロナ時代に向けて、働き方改革の推進をはじめ、在籍型出向の活用による雇用維持や、公的職業訓練等の推進による労働移動の促進など、労働行政の様々な課題に取り組んでまいります。

本年も宜しくお願い申し上げます。



田中労働局長

### 宮崎県特定 (産業別)最低賃金

○電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業



**831円**

令和3年12月24日～

○自動車(新車)小売業



**858円**

令和3年12月26日～

○これ以外の業種については  
宮崎県最低賃金額**821円**が適用(令和3年10月6日～)

## コロナ禍の雇用機会確保に向けて

令和3年度第1回地方労働審議会を開催



挨拶する田中局長(上)有馬会長(下)

長くすることも必要」など視点を変えた評価などが求められました。

宮崎労働局ではこれらの意見を踏まえ、下半期の施策を進めてまいります。

11月29日、令和3年度第1回地方労働審議会を開催し、宮崎労働局の取組状況について審議しました。

宮崎労働局から雇用情勢を踏まえた就職支援や働き方改革の推進状況等を説明しました。出席した委員から「女性活躍を推進には男性の意識改革も必要」「男性の育児休業について、取得率だけでなく取得日数を



## 年末年始の無事故災害へ

労働局長が建設現場をパトロール



例年労働災害が増加する年末年始を迎え、建設現場の労働災害防止に向けて「年末年始建設業労働災害防止週間運動(12月1日～1月15日)」を実施する中で、10日、宮崎労働局と宮崎労働基準監督署は宮崎市内の「エコープみやざき本社事務所新築工事」と「JA宮崎経済連茶流通加工施設新築工事」現場のパトロールを行いました。

田中労働局長は現場で足場や脚立からの墜落、転落災害防止等の措置状況を確認し、「今年は11月末現在で昨年同時期より死亡災害が2件

増えて13件となっており、建設業でも4件発生している。元請を中心に作業員全員が安全点検への意識を高めて、年末年始の無事故無災害に繋げてほしい」と現場作業員の方々に呼びかけました。



現場で墜落防止措置の状況を確認する田中局長(中央)



今日はお休みしています。  
この冬はリラックス、リラックス。

年次有給休暇を上手に活用しましょう

ハラスメント  
防止対策は

# 初動の対応が重要



## オンライン説明会に約300事業場が参加

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」で、気持ちよく働くことができる職場環境をつくる気運の盛り上げなどを目的として、広報・啓発活動を実施しています。

雇用環境・均等室は12月16日に「職場におけるハラスメントの防止対策等に関する説明会」をオンラインで開催しました。

参加した約300の事業場に対し、「相談窓口が適切に対応しなければ会社に不信感を抱き、トラブルが大きくなる。速やかに中立的な立場で



リーフレットを示して説明する大嶋紛争調整官

話を聞くなど初動の対応が重要」など、事例を紹介しながらハラスメント防止対策を説明しました。併せて、4月からハラスメント防止措置が義務付けられる中小企業に対して早めの対応を求めました。

# 雇用維持や就職支援に役立てて

## 県内各地で各種助成金等説明会を開催

説明する職業対策課 岩崎係員



9月から12月にかけて、宮崎県内各所にて独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機

構が主催する「高齢者・障害者雇用に関する各種助成金等説明会」で宮崎労働局が取り扱う助成金について説明を行いました。

今年は昨年開催した際のアンケートで要望が多かった雇い入れ関係の助成金である特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金を中心

に説明しました。また、雇用調整助成金や令和3年2月5日に新設された産業雇用安定助成金を紹介し、積極的な活用をお願いしました。

## 氷河期世代活躍の場を広げるために



## 就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議を開催



県内の就職氷河期世代（概ね35～54歳）の支援に官民が協働で取り組むことなどを目的とする第

4回みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム会議を12月13日にオンラインで開催しました。

宮崎労働局、宮崎県、経済団体などが参加し、就職氷河期世代の方々への各種支援の取組や実績報告のほか、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、構成機関が一層連携・協力することを確認しました。

# 労働災害発生の仕組みを解説

## 第三次産業労働災害防止研修会を開催



県内で第三次産業の労働災害が増加している状況を踏まえ、12月7日、宮崎労働基準監督署は

社会福祉施設、小売業及び飲食店を対象とした「第三次産業労働災害防止研修会」を開催し、45社が参加しました。

中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンターの野口正明安全管理士を講師に迎え、労働災害発生状況や災害発生の仕組みを解説しました。また、増加している転倒災害の防止対策について専門的立場から具体的な説明があり、参加者は熱心に聞いていました。



を災害防止の重要な野口氏

## 改正 育児・介護休業法 各種助成金 説明会

1月13日(木)  
14:00~15:30  
ZOOMによるオンライン開催

参加無料  
定員500人  
申込期限  
1月10日(月)

